

労働保険料の納付には口座振替が便利です。

2/25までのお手続きで  
令和4年度の労働保険料  
(全期・第1期)から口座振替に！

### 1. 口座振替の申込手續

手数料  
なし

納期に  
ゆとり

納め忘れも  
ありません

手續きはとても簡単

「口座振替依頼書」を取引先の金融機関窓口へ提出するだけ

しかも

全期・第1期の納期については、通常の法定期限より  
57日間もゆとりができます。

期	申込期限	法定期限	振替日
全期・第1期	令和4年2月25日	令和4年7月11日	令和4年9月6日
第2期	令和4年8月15日	令和4年10月31日	令和4年11月14日
第3期	令和4年10月11日	令和5年1月31日	令和5年2月14日

注1 口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合等でご利用になれます。  
取扱金融機関は、ホームページにご案内があります。

注2 口座振替お手続き後の年度更新申告書のご提出は、電子申請、郵送または労働局・監督署窓口をご利用ください。  
(金融機関窓口ではご提出いただけません。)

### 2. 申込用紙（口座振替依頼書）

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。  
よくあるご質問等ホームページにご案内しております。

<http://www.mhlw.go.jp/> (労働基準 労働保険の適用・徴収)

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

### 3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、労働保険徴収課にお願いします。

愛知労働局

TEL: 052-219-5501

お問い合わせは平日（月～金曜日、祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分